

社会福祉法人東京都社会福祉協議会 一般事業主行動計画
(次世代育成支援対策推進法・女性活躍支援法に基づく行動計画)

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：育児・介護等との両立支援のための情報提供を行い、制度の利用促進を図る

<対策>

- 社内メール・掲示板などによる周知とともに、各職場において休暇を取りやすい環境整備を図る。

目標2：男性職員の育児休業、出産支援休暇、育児参加休暇等の取得を促進する

<対策>

- 社内メール・掲示板などによる周知とともに、各職場において休暇を取りやすい環境整備を図る。

目標3：職場と家庭の両方において充実できるよう、超過勤務の削減、年次有給休暇の取得促進を図り、休暇の取得率を80%以上とする

<対策>

- 各事業の業務を分析し、超過勤務の多い業務について、削減計画を策定する。
- 年次有給休暇の取得状況を付与半年後に確認し、計画的な取得を促す。

目標4：職員が安心して働ける職場づくりに取り組む

<対策>

- 円滑で柔軟なコミュニケーションを日ごろから取り合えるよう工夫し、コミュニケーションを日ごろから取り合うよう意識向上を図る。
- メンタルヘルスやハラスメント防止の研修を実施し、職員の意識向上を図る。